

有料職業紹介事業について（求人・求職者様へ）

スミリンビジネスサービス株式会社
東京事業所

1. 取り扱うべき職種の範囲、その他業務範囲

- 1) 当社の取扱う種類の範囲：全職種
- 2) 取 扱 い 地 域：日本全国

2. 手数料に関する事項

【求人者様から徴収する手数料】

就職が決定致しましたら、紹介手数料として、別紙の手数料表により申し受けます。

【求職者様から徴収する手数料】

求職者様からは一切申し受けません。

3. 個人情報取り扱いに関する事項

個人情報の取り扱い者は、各事業所の職業紹介責任者です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報開示請求があった場合は、その要求に基づき、本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。更に、これに基づき訂正の請求があった場合は、当該請求が客観的事実に合致する時には、遅滞なく訂正を行います。

4. 苦情処理に関する事項

苦情処理に関する責任者は、東京事業所長の久保田 武雄です。連絡先 03-6863-7500
なお、直接雇用した場合の労働者の賃金については、労働基準法第 24 条により労働者に直接お支払い下さい。

5. 返戻金制度に関する事項

返戻金制度の有無： 有

当事業所は、就業した求職者が就職後に専ら本人の都合により離職した場合、採用日から 1 ヶ月以内に限り、受領した手数料の 2 分の 1 を返却します。

その他、ご不明な点は担当者にお尋ね下さい。

以上

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者が就業後1年間就業した場合の年間想定年収の50%を限度とする額。手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の50%未満。手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やその為の訓練・探索	着手金 100,000円 活動 1日当たり 50,000円(交通費別途) 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の50%未満。手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための休職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の50%未満。手数料負担者は求人者とします。

令和6年4月1日

スミリンビジネスサービス株式会社
許可番号 13-ユ-080244